

## 滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日付け滋農経第241号

滋賀県農政水産部長通知

改正 令和2年8月3日 滋農経第612号

改正 令和3年3月23日 滋農経第229号

改正 令和3年4月1日 滋農経第317号

改正 令和5年2月27日 しみ農第48号

改正 令和6年2月19日 しみ農第37号

(趣旨)

**第1条** 知事は、産地の創意工夫による地域の強みを生かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）に基づいて、同要綱別表1の事業実施主体の欄に掲げる者および別表2の取組主体の欄に掲げる者が行う同要綱第5に規定する事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助率等)

**第2条** 補助対象となる経費および補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請書)

**第3条** 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）の添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

ア 事業計画および収支予算書（別記様式第2号）

イ 実施設計書（国交付等要綱における「概算設計書」と同じ。別表Ⅱおよび別表Ⅳに掲げる整備事業のみ。）

(2) 提出部数 2部

(3) 提出期日 毎年度知事が別に定める日まで

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が

明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合（間接補助となる場合は間接補助事業者に係る部分）については、この限りではない。

（申請の取下げ）

**第4条** 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（事業の変更）

**第5条** 規則第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第3号）正副2部を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

**第6条** 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在における事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書（別記様式第6号）をもってかえることができるものとする。

2 知事は補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告書の添付書類等）

**第7条** 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第5号）の添付書類および提出部数は第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

（概算払の請求）

**第8条** 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第6号）によるものとする。

（補助金の返還等）

**第9条** 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業

者は第7条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7条第2項の規定により減額した各取組主体については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない

（電子情報処理組織による申請等）

**第10条** 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく計画変更の申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく支払請求、第9条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準処理期間）

**第11条** 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第5条第1項の規定による変更の承認は、変更承認申請書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

3 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

（間接補助金の交付決定をする際に付すべき条件）

**第12条** 補助事業者は、事業実施主体または取組主体に対する補助金の交付を決定するときは、本要綱の定めに基づいて、条件を付さなければならない。

（1） 次の法律、令、規則、要綱の規定に従わなければならないこと。

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）

ウ 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）

エ 国交付等要綱

オ 規則

カ 滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

（2） 前項または補助事業者の付した条件に違反した場合には、間接補助金の全部または一部を返還させることがあること。

（3） 間接補助事業者は、間接補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、これを含めて申請した場合には、次の条件に従わなければならないこと。

- ア 間接補助事業者は、間接補助事業の実績報告を行うに当たって、当該事業に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを間接補助金額から減額して報告しなければならないこと。
  - イ 間接補助事業者は、間接補助事業の実績報告の提出後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号に準ずる様式により速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならないこと。
- (4) 間接補助事業により取得しまたは効用の増加した財産のうち不動産およびその従物ならびに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならないこと。
- ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部または一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。
- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価または時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (5) 間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、補助事業者の承認を得て処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (6) 国交付等要綱別表 3 の区分欄に掲げる 1 から 4 までの事業に係る経費の相互間、国交付等要綱別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 と 2 の経費の相互間、国交付等要綱別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 2 の事業における I と II の経費の相互間における経費の流用をしてはならないこと。
- (7) 間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその指示を求めなければならないこと。
- (8) 間接補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次に掲げる場合には、交付決定の全部または一部の取り消し、または変更することができること。

- ア 間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - イ 間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
  - ウ 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (9) 間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
  - (10) この事業に係る帳簿を備え、ほかの経理と区分して間接補助事業の収入および支出を記載し、間接補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。
  - (11) 前項の収入および支出について、その支出内容の証拠書類または証拠物を整備して前項の帳簿とともに間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
  - (12) 取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、国交付等要綱別記様式第10号の財産管理台帳その他関連書類を整備保管しなければならないこと。
  - (13) 前3項に基づき作成、整備および保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳および調書のうち、電磁的記録により作成、整備および保管が可能なものは、電磁的記録によることができること。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

#### **付 則**

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 滋賀県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年6月21日付け滋農経第493号滋賀県農政水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づき、令和元年度までに実施した事業または令和2年度以降に実施される事業については、なお従前の例による。

#### **付 則**

- 1 この要綱は、令和2年8月3日に改正し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

#### **付 則**

- 1 この要綱は、令和3年3月23日に改正し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

#### **付 則**

- 1 この要綱は、令和3年4月1日に改正し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

#### **付 則**

- 1 この要綱の改正は、令和5年2月27日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

- 2 この要綱の改正前になされた申請その他手続きについては、改正後の規定に基づくものとみなす。

**付 則**

- 1 この要綱の改正は、令和6年2月19日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前に実施しているものについては、なお従前の例による。

別表 I (第 2 条、第 5 条関係)

推進事業

区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率	重要な変更
国産シェア拡大対策 園芸作物等 サプライチェーン 強化支援のうち加 工・業務用野菜産地 育成推進	事業実施主体が国交付等 要綱別表 1 の I のメニュー 欄に定める 3 の (2) のアに 定める事業の実施に要する 経費	国交付等要綱 別表 1 の I の事 業実施主体欄に 定める事業実施 主体	定額、事業費の 1 / 2 以内とする。	1 事業実施主体 の変更  2 事業の廃止ま たは中止  3 補助対象経費 の欄に掲げる経 費の事業費の 30%を超える増 または国庫補助 金の増  4 補助対象経費 の欄に掲げる経 費の事業費また は国庫補助金の 30%を超える減

別表Ⅱ（第2条、第3条、第5条関係）

整備事業

区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率	重要な変更
1 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 ア 麦・大豆生産・加工 施設整備対策 (ア) 乾燥調製施設 (イ) 穀類乾燥調製貯蔵 施設 (ウ) 農産物処理加工施 設 (エ) 種子種苗生産関連 施設 イ 麦・大豆ストックセ ンター整備対策 ストックセンター	事業実施主体が国交付等 要綱別表1のⅡのメニュー 欄に定める3の(1)に定める 事業の実施に要する経費	国交付等要綱 別表1のⅡの事 業実施主体欄に 定める事業実施 主体	補助率は事業費の1 /2以内とする。	1 事業実施主体 の変更  2 事業の廃止ま たは中止  3 補助対象経費 の欄に掲げる経 費の事業費の 30%を超える増 または国庫補助 金の増
(2) 園芸作物等 サプライチェーン 強靱化支援のうち ア 流通体制合理化 整備事業 イ 野菜加工施設整 備事業	事業実施主体が国交付等 要綱別表1のⅡのメニュー 欄に定める3の(2)に定める 事業の実施に要する経費			4 補助対象経費 の欄に掲げる経 費の事業費また は国庫補助金の 30%を超える減



別表Ⅲ（第2条、第5条関係）

基金事業

区分	補助対象経費	取組主体	補助率	重要な変更
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入およびリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める1の(1)に定める事業の実施に要する経費	国交付等要綱別表2のIの取組主体欄に定める取組主体	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 イの事業 事業費の1/2以内（ただし、国交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率または額以内）とする。	1 取組主体の変更 2 事業の廃止または中止 3 補助対象経費の欄に掲げる経費の事業費の30%を超える増または国庫補助金の増 4 補助対象経費の欄に掲げる経費の事業費または国庫補助金の30%を超える減
(2) 効果増進事業	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める1の(2)に定める事業の実施に要する経費	国交付等要綱別表2のIの取組主体欄に定める取組主体	補助率は定額（1/2相当）とする。	
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める2の(1)に定める事業の実施に要する経費	国交付等要綱別表2のIの取組主体欄に定める取組主体	補助率は次のとおりとする。 (1)および(3)の事業 事業費の1/2以内とする。	
(2) 果樹園・茶園の再整備・改修	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める2の(2)に定める事業の実施に要する経費		(2)の事業 事業費の1/2以内（国交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める額以内）とする。	
(3) 農業機械の再整備・改良	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める2の(3)に定める事業の実施に要する経費		(4)および(5)の事業 定額（国交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率または額以内）とする。	
(4) 生産装置の継承・強化に向けた取組	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める2の(4)に定める事業の実施に要する経費		(6)の事業 定額（ただし、国交付等要綱別記2に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内とする。	
(5) 生産技術の継承、普及に向けた取組	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める2の(5)に定める事業の実施に要する経費			
(6) 全国的な土づくりの展開	取組主体が国交付等要綱別表2のIのメニュー欄に定める2の(6)に定める事業の実施に要する経費			

別表Ⅳ（第2条、第3条、第5条関係）

整備事業

区分	補助対象経費	取組主体	補助率	重要な変更
1 収益性向上対策	取組主体が国交付等要綱別表2のⅡのメニュー欄に定める1の(1)～(12)に定める事業の実施に要する経費	国交付等要綱別表2のⅡの取組主体欄に定める取組主体	補助率は事業費の1/2以内（ただし、国交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率または額以内）とする。	1 取組主体の変更 2 事業の廃止または中止
2 生産基盤強化対策	取組主体が国交付等要綱別表2のⅡのメニュー欄に定める2の(1)および(2)に定める事業の実施に要する経費	国交付等要綱別表2のⅡの取組主体欄に定める取組主体	補助率は事業費の1/2以内とする。	3 補助対象経費の欄に掲げる経費の事業費の30%を超える増または国庫補助金の増 4 補助対象経費の欄に掲げる経費の事業費または国庫補助金の30%を超える減

別 記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年度滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任 住所  
者・担当者 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

連絡先  
電話番号

年度において、滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業について、滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 事業計画および収支予算書 (別記様式第 2 号)
- 2 実施設計書 (整備事業のみ)
- 3 その他

**様式第2号**（第3条関係）

事業計画（実績）および収支予算書（収支精算書）

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 別紙(添付書類)のとおり
- 3 経費の配分

(単位：円)

区 分	総事業費 (A+B+C+D)	補助事業に要する経費 (または補助事業に要 した経費) (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
			国庫 (基金) (A)	県費 (B)	市町費 (C)	その他 (D)	
1 基金事業							
2 整備事業							
合 計							

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 基金事業					
2 整備事業					
合 計					

6 添付書類

- (1) 間接補助事業にあつては、補助金の交付に関する規定または要綱(変更承認申請および実績報告の場合にあつては規定に変更があつた場合)にのみ添付すること。
- (2) 実施設計書(変更承認申請の場合にあつては、変更設計書、実績報告の場合にあつては、出来高設計書を添付すること。)

様式第3号（第5条関係）

年度滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）  
（自治体にあつては市（町）長の氏名）

発行責任 住所  
者・担当者 氏名（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）  
（自治体にあつては市（町）長の氏名）

連絡先  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

関係書類

- 1 事業計画および収支予算書（別記様式第2号）
- 2 実施設計書（整備事業のみ）
- 3 その他

（注） 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、経費の配分および収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

様式第4号 (第6条関係)

年度滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任 住所  
者・担当者 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

連絡先  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

( 年 月 日現在)

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

(注) 区分欄には、別記様式第2号の「3 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

様式第5号 (第7条関係)

年度滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任 住所  
者・担当者 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

連絡先  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績および収支精算書 (別記様式第2号)
- 2 財産管理台帳

(注) 「年 月 日付け 第 号」については、当初および変更の交付決定の年月日、番号を記載すること。交付申請の計画内容から変更があつた場合には、交付決定を受けた計画書のコピーに変更点を加筆修正したものを添付して提出すること。

様式第6号 (第8条関係)

年度滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任 住所  
者・担当者 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

連絡先  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記により金 円を概算払によつて交付されるよう請求します。

記

年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	補助金額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B + C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別記様式第2号の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。



様式第7号（第9条関係）

年度滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 日  
号

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

発行責任 住所  
者・担当者 氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)

連絡先  
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつた滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                         | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)                                  | 金 | 円 |
| 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載           |   |   |
| 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載                 |   |   |